

議 員 派 遣 に つ い て

令和8年6月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び大府市議会会議規則（昭和47年大府市議会規則第1号）第154条第1項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1 知多北部議長会

- (1) 目 的 市議会に関する諸般の事項の調査研究
- (2) 場 所 知多市
- (3) 期 間 令和8年6月9日
- (4) 派遣議員 藤本宗久議員（副議長）